

（別表 1）

令和 5 年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助の補助対象となる介護サービス事業所等

○青森県内に所在する、次に掲げる介護サービス事業所等を補助対象とする。

1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表 2 の（1）アの事業除く。）及び居宅療養管理指導事業所
3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）
4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

(別表 2 - 1)

令和 5 年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助対象経費（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までに係る分）

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費とする。（ただし、介護報酬及び他の補助金等で措置されるものを除く。）

(1) 対象となる事業所・施設等

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）

①利用者又は職員に感染者が発生した別表 1 の 1 ～ 4 に定める介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

②濃厚接触者に対応した別表 1 の 1 ～ 3 に定める介護施設等、訪問系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた別表 1 の 3 及び 4 に定める短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所

④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した別表 1 の 1 に定める介護施設等（上記①及び②の場合を除く。）

⑤施設内療養を行った別表 1 の 5 に定める高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別表 1 の 4 に定める通所系サービス事業所

上記アの①及び③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している

場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）」

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当するものに限る。）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表１の１～４に定める事業所・施設等

- ・上記アの①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表１に定める介護サービス事業所

（２）対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応における、令和４年４月１日から令和５年５月７日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を対象経費とする。

ただし、「令和４年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」に基づき申請した額を除く。

ア a. （１）アの①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表３－１のとおり（介護施設等に限る。）」

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や

利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、②及び⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b.（１）アの④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表３－１のとおり（介護施設等に限る。））

c.（１）アの⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別表４－１のとおり（高齢者施設等に限る。））

イ（１）イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、⑦及び⑧については、代替サービス提供期間の分に限る。

ウ（１）ウに該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害

賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表 2 - 2)

令和 5 年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助対象経費（令和 5 年 5 月 8 日以降に係る分）

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費とする。（ただし、介護報酬及び他の補助金等で措置されるものを除く。）

(1) 対象となる事業所・施設等

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・施設等

- ①利用者又は職員に感染者が発生した別表 1 の 1 ～ 4 に定める介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）
- ②感染者と接触があった者に対応した別表 1 の 1 ～ 3 に定める介護施設等、訪問系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所
- ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した別表 1 の 1 に定める介護施設等（上記①及び②の場合を除く。）
- ④施設内療養を行った別表 1 の 5 に定める高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別表 1 の 4 に定める通所系サービス事業所

上記アの①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナ

ナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当するものに限る。）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表１の１～４に定める事業所・施設等

- ・上記アの①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表１に定める介護サービス事業所

（２）対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応における、令和５年５月８日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を対象経費とする。

ア a. （１）アの①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表３－２のとおり（介護施設等に限る。））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※なお、②及び⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b. (1) アの③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表３－２のとおり（介護施設等に限る。））

c. (1) アの④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別表４－２のとおり（高齢者施設等に限る。））

イ (1) イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦及び⑧については、代替サービス提供期間の分に限る

ウ (1) ウに該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表 3 - 1)

一定の要件に該当する自費検査費用（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までに係る分）

本要綱別表 2 - 1（2）アの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うものとする。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表5－1の補助基準単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表 3 - 2)

一定の要件に該当する自費検査費用（令和 5 年 5 月 8 日以降に係る分）

本要綱別表 2 - 2 (2) アの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員

- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うも

のとする。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表5－2の補助基準単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表 4 - 1)

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までに係る分）

本要綱別表 2 - 1 (2) アcの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

②ゾーニング（区域をわける）の実施

③コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所・施設等であって、以下の（１）及び（２）の要件に該当する場合とする。

（１）保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（２）保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（１）及び（２）については、参考 1 のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。また、県は必要に応じて保健所等にも確認し、（１）及び（２）の確認を行う。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥及び⑦のいずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。

※令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日以降は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦小規模施設等（定員29名以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※「施設内療養者」とは、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

○令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人当たり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人当たり一日1万円を補助する。

また、2の⑥及び⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1

万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

○令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人当たり一日1万円を補助する（一人当たり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥及び⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

なお、補助額は追加補助分を含め別表5－1の補助基準単価の範囲内（ただし、令和5年4月1日以降に生じた助成額については、令和5年度に適用する補助基準単価の範囲外とする。）とする。

4 その他

本助成は、本実施要綱別表2（2）の対象経費の「アa.（1）アの①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

(別表 4 - 2)

感染対策を行った上での施設内療養に要する費用（令和 5 年 5 月 8 日以降に係る分）

本要綱別表 2 - 2（2）アcの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ②ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③コホーティング（隔離）の実施
- ④担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所・施設等であって、以下の（1）から（5）の要件全てに該当する場合とする。

- （1）施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （2）施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、参考 2 のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。また、県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行う。

- （3）利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応

を行う場合を含む)

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の可否や入院調整

(4)感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること

(5)希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること

※なお、(3)から(5)については、県は令和5年4月7日から26日にかけて行った「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査の結果により、確認を行う。また、新規設置等により当該調査対象外であった高齢者施設等にあつては、当該調査と同一内容である参考3のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦小規模施設等（定員29名以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過していない者であつて、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向に

あることとする。

※療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり一日 1 万円を補助する（一人当たり 15 万円を限度として補助する。）。

また、2 の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日 1 万円を追加補助する（一人当たり 15 万円を限度として追加補助する。）。

追加補助については、小規模施設等は 1 施設当たり 200 万円、大規模施設等は 1 施設当たり 500 万円を限度額とする。

なお、補助額は追加補助分を含め別表 5 - 2 の補助基準単価の範囲外とする。

4 その他

本助成は、本実施要綱別表 2 - 2 （2）の対象経費の「ア a. （1）アの①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。